

平成24年3月19日
予 防 予 第 6 号

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

北はりま消防組合火災予防条例第37条の3の取扱いについて（通知）

北はりま消防組合火災予防条例第37条の3の運用上の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

- 1 用途の判定に際しては、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があるものであること。
「その他これらに類するもの」とは、消防法施行令別表第1（2）項ニに掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、消防法施行規則第5条第2項第2号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第3号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むものであること。
なお、「その他これらに類するもの」には、消防法施行令別表第1（2）項ニとして捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないものであること。
- 2 個室型店舗以外の消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物であって、個室型店舗に該当する部分ではあるが、いわゆる機能従属により他の用途に該当するものについては、本条は適用されるものであること。
- 3 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。
また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。
- 4 「（これに類する施設を含む。）」とは、消防法施行令別表第1（2）項ニ中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。
- 5 ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあたっては、避難上の観点から判断することとなるものであることから、次のものが考えられること。

- (1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものであること。
- (2) 個室型店舗であって、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね60cm以上確保できるものであること。

* おおむね60cmとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものであること。